

## 稲敷市外部評価委員会設置要綱改正案 新旧対照表

改正案	現行
<p>○稲敷市外部評価委員会設置要綱</p> <p>平成29年6月23日 告示第40号</p> <p>(略)</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、<u>委嘱された日の属する年度の年度末までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>附 則 この告示は、平成29年7月1日から施行する。</p> <p><u>附 則 (令和元年告示第 号)</u> <u>この告示は、令和元年8月 日から施行する。</u></p>	<p>○稲敷市外部評価委員会設置要綱</p> <p>平成29年6月23日 告示第40号</p> <p>(略)</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(略)</p> <p>附 則 この告示は、平成29年7月1日から施行する。</p>